

平成23年度 三郷市環境審議会

第1回 会議録

三郷市 環境経済部 クリーンライフ課

平成23年5月27日（金）午後2時から15時30分

三郷市役所 全員協議会室（6階）

委員の出席状況

※網掛けは欠席者

NO	職名等	所属名又は職種	氏名
1	学識経験を有する者	三郷吉川松伏地区獣医師会長	さとう つよし 佐藤 剛
2	〃	筑波大学大学院講師	たにぐち あやこ 谷口 綾子
3	〃	日本工業大学准教授	いいくら みちお 飯倉 道雄
4	商工団体に属する者	三郷市商工会	のぶた きくお 信田 貴久夫
5	〃	三郷ロータリークラブ	うだかわ はつお 宇田川 初夫
6	〃	三郷市環境保全協力会	おおた よしこ 太田 美子
7	農業団体に属する者	さいかつ農業協同組合代表理事組合長	よしだ つとむ 吉田 力
8	〃	三郷市農業委員会	みやた たけお 宮田 竹雄
9	市民	みさと環境ネットワーク	たきざわ たかし 滝澤 隆
10	〃	三郷市北美町会長	やの ともゆき 矢野 友行
11	〃	一般公募	えのもと さだお 榎本 貞夫
12	関係行政機関の職員	埼玉県越谷環境管理事務所長	みずい ひろじ 水井 廣二
13	〃	埼玉県草加保健所副所長	おおつか ひろひこ 大塚 宏彦
14	〃	埼玉県吉川警察署	ほりうち きよみ 堀内 清美

【事務局】

関口環境経済部長、戸張環境経済部理事兼副部長、関根環境経済部参事兼クリーンライフ課長、大橋課長補佐、佐々木環境政策室長、矢口環境保全係長、杉橋清掃美化係長、宇治田主査、野村主任

【会議録の作成方法】

録音機器を作成した要点記録

【傍聴者の数】

1人

1. 開 会

事 務 局 開会宣言 14時開会

2. あいさつ 会長／事務局部長

佐藤会長 あいさつ

関口部長 あいさつ

3. 新委員・欠席委員・事務局紹介

事 務 局 まず、本年4月1日より新たに審議委員になられました、埼玉県越谷環境事務所長の水井委員にご出席いただいておりますのでご紹介いたします。
水井委員、一言ごあいさつをお願いいたします。

水井委員 あいさつ

事 務 局 欠席委員の報告

谷口 綾子委員

飯倉 道雄委員

吉田 力委員

宮田 武雄委員

矢野 友行委員

堀内 清美委員

以上6名

事 務 局 事務局紹介

関口部長は他の公務の為、退席

事 務 局 資料説明・確認

4. 審 議

事 務 局 それではこれから議題に基づき、審議をお願いします。

本日の審議内容は発言者名、発言内容とともに、会議録として作成され、市政情報コーナーやホームページ等で公開いたします。委員各位のご理解とご了承をお願いいたします。

なお、審議事項に個人が特定できる場合など、表現に工夫をする場合があることをお断りいたします。

また、三郷市環境基本条例第32条に基づきまして、当審議会の議長を会長が務めることとなっておりますので、佐藤会長よろしくをお願いいたします。

- 佐藤会長 それでは議長をつとめさせていただきます。
 本日の欠席者は、先に事務局から報告がありましたとおり6名です。出席者が過半数に達しておりますので審議会は成立とします。
 まず、審議に入ります前に、審議会は原則的に会議を公開で行うこととなっておりますが、傍聴者の申込み状況について、事務局より報告をお願いします。
- 事務局 本日の傍聴者は1名でございます。
- 佐藤会長 それでは傍聴者が1名いらっしゃいましたので、非公開議案についての審査をいたします。
 本日の議案はお手元の次第にありますように3件あります。まず事務局から非公開の扱いについて説明をお願いします。
- 事務局 審議会の会議は原則公開となっております。ただし会長が三郷市情報公開条例第7条第1号から第8号に規定する非公開情報に該当すると認められる事項、また会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる事項と判断した場合は非公開とすることができるとしております。
 事務局といたしましては、本日の議案について、すべて公開で問題ないと考えております。
- 佐藤会長 ただいま事務局から説明がありましたが、各位ご意見はありませんでしょうか。ないようでしたら、事務局案のとおり本日の議案はすべて公開といたします。
 傍聴される方へご注意を申し上げます。
 先ほど事務局よりお配りしました「傍聴をされる方へのお願い」をお読みいただき、これを遵守してください。遵守されない場合は退場していただく場合もありますのでご注意ください。
 それでは、議題に入りたいと思います。
 議題（1）三郷市環境基本計画 後期計画策定について、事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局 資料1、1ページをお開きください。三郷市環境基本計画 後期計画策定について朗読させていただきます。

（資料に沿って説明 説明省略）

- 佐藤会長 ありがとうございました。

資料1についてご説明をいただきました。ただいまの事務局の説明に対して質問がありましたらお願いいたします。

榎本委員 環境基本計画後期計画ということで色々書いてありますが、市民からの目線だと、自宅近隣の水路のヘドロ処理をもう少しこまめにやっていただいたら、ありがたいと思います。第二大場川の汚れを改善に向かわせる直接的な手立てだと思うので、よろしくお願いします。

事務局 今ご説明したなかで、市民各層にご意見を伺うという目的でアンケート調査を行っております。一部は完了してしまして、その内容を確認しますと、榎本委員からお話があったように多くの市民の方から川の汚れが心配だという意見がかなりの比率でありました。

今ご指摘いただいたことも含めて、これからの在りようがどうなのか方向なり方向性を定めていくことになっていくかと思えます。

佐藤会長 ありがとうございます。榎本委員、いまの答弁に対していかがでしょうか。

榎本委員 積極的にやっていただけるということで理解します。ありがとうございます。

佐藤会長 分かりました。ありがとうございます。

それでは他にご質問はありませんでしょうか。なければ次に進みたいと思います。

次に議題（2）三郷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 三郷市地域温暖化対策実行計画（区域施策編）について、資料2、2ページをお開きください。

（資料に沿って説明、説明省略）

佐藤会長 ただいまの事務局の説明に対しまして、質問がありましたらお願いします。

信田委員 株式会社トデックは自己破産したということですが、委託してある内容についての資料等は残っているのか、全く白紙で何もなくなったのか、状況はどのようなになっていますか。

事務局 先ほど関根参事からもお話がありましたが、アンケート調査・庁内ヒヤリ

ング等を行っております。

資料などは、ある程度の成果品として手元に届いております。本来そちらをお見せしてもいいのですが、まだ破産管財人とも内容について話が出来ていないので今回はお見せすることが出来ない状況です。継続費ということで昨年、今年と予定していたのですが、会社が履行不能でございますので、今後、市と株式会社トデックの破産管財人とで清算をどのようにするか協議を進めています。その辺をご理解いただければと思います。

信田委員 残っている成果に対する支払いが発生するか協議していくということですね。成果はある程度、残っている訳ですね。

事務局 まだ施策として完全には出来ていないのですが、部分的に使えるものがあるのではないかと思います。ただそれを新しい委託会社が採用できるかできないかという問題もあります。市としては、なるべく使いたいと思っています。

信田委員 データとしての問題なら当然使えますよね。ただそれが成果としてないのなら私は委託料を支払う必要はないのではと思います。

事務局 信田委員がおっしゃるように、データとしては使えます。ただ、三郷市の施策として全てが完全に成果として表れない限り、支払いの義務はないのではという話もあります。ですので、これから管財人と協議するところでございます。

信田委員 例えば、建築工事や土木工事がこのような状況になった場合、支払いはされないと思うのですが。

事務局 建築物など目に見えて分かる場合、現時点での完成度合いで支払いが可能ですが、このような環境問題等の委託業務は成果の見極めが非常に難しく、清算について市と管財人との話し合いが重要になります。

佐藤会長 ありがとうございます。

この件に関して他に意見はございませんでしょうか。ないようでしたら次に移させていただきます。

議題（3）三郷市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、三郷市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（案）につきまして、ご説明させて頂きたいと思います。

条例案の内容ですが、ただいま法規担当と審査中でございます。

今後も法規審査の中で文言等の変更も有り得るということを、まず、ご承知おきいただければと思います。

今回ご審議していただく条例案ですが、前回平成23年2月2日の審議会内容との大きな違いは、今回お示しいたしました第20条から第23条の移動火葬業関係の規定を追加した内容になってございます。これにつきまして資料の3-2に新旧対照的な表を作成させていただきました。表のご説明をしますと、前回審議会の提示案としまして左側の内容、今回審議会の提示案としまして右側の内容、変更点につきましては条文整備追加と書いてございます。

これから順を追って、ご説明するにあたりまして資料の3-2を参照していただきながら、資料の3-1、これは条文の具体的な内容になりますが、時間の関係もございまして条文整備以外の変更点を重点的に申し上げます。

資料3-1の条例の構成の内容につきましては、総則的規定が第1条から第3条、本体的規定が第4条から第23条、雑則的規定が第24条から第29条というような構成になってございます。それでは資料に基づいてご説明させていただきます。

(資料に沿って説明、説明省略)

佐藤会長 ありがとうございます。前回からの継続審議ということもありますし、条例等を変えていただいたり、内容の追加等もございます。

資料1、資料2、資料3のところを対象としながら読んでいただいて、ひとつ第2条の7項のイを見ていただいて、敷地内に火葬場を有する場合、敷地の境界線からの距離が300メートル以内のところが前回250メートルとなっていて、今回300メートルということになりますと資料3-2の表で第2条、3・4・8・9とあるのですが、7のところでは文字の変更という項目をつけて資料の中に入れておいていただいて、この250を300に変更した状態で情報を読んでいくという理解でよろしいでしょうか。

事務局 300メートルでお願いします。

佐藤会長 それでは、多くの条文を読んでいただいて、条文整備していただいたところ、追加していただいたところ、削除していただいたところ等々ございます。

ただいまの資料説明に対して、ご質問がありましたらお受けしたいと思います。

信田委員 この状態をみますと市街化区域ではとうてい無理ですね。

無理だとするならば市街化調整区域内の開発指導要綱との整合性といえますかその辺はどのようにお考えでしょうか。

ちょっと見ると、これでは全く出来ないのではないかと、やらせないと言ってるのとほとんど同じだと思います。

この前、申しあげましたけど今ペットが物凄い勢いで普及しているので当然どこかでこれが必要だと私は思っています。きちんとした対応をするために、市内で現実出来る場所ってあるのでしょうか。

事務局 なかなか難しいところがあるかも知れません。

信田委員 開発指導要綱との調整は全然行っていませんか？

事務局 まだ行っていません。

信田委員 行くとすれば、どこの科目項目にこれが適合していくのか。サービス業になってくるのか何になってくるのか分からない訳ですけど、移動ではなく固定的な場所で6メートル道路が確保できる場所は市街化調整区域には、ほとんどないと思います。

だとするなら、「これはやるな」と言ってるのと全く一緒です。じゃあペットを飼っている人はどうするのだろうと思ったのですけど。

やはり市街化調整区域との整合性を考えた上でやっていかないと、ペットが亡くなったとき、適当に埋めてしまうということに絶対なると思います。

現実にそぐわない内容なのではないかと感じたのですが、いかがでしょうか。

事務局 その件につきましても、条例の案を課内で検討しているなかで、いろいろとありましたけど、改めて距離の概念をご指摘ございましたので、もう一度検討させていただければと思います。

信田委員 もうひとついいですか。主に道路幅員を考えた方がいいのではと思います。

条例では、6メートル道路に面していて、その6メートル道路も部分的ではだめで、次の接続する場所の道路も6メートルでなければいけないとなっています。そのあたりだけ努力すればなんとかなるのかなという気がします。

きちんと考えていかないとペットを捨てられ放題になる可能性があり、余計に環境悪化につながります。厳しいけどなんとかなるという状態の条例でないとしても意味がないのではと思いました。以上です。

佐藤会長 ただいま信田委員からご指摘ありましたもの、それから議会上程する日程等もありましようから、ただいまのご意見等を踏まえて何か調整してい

ただいで進めていただけたらと思います。

他にございませんでしょうか。

榎本委員

9月に議会にかかって11月から施行ですか。

実は前に公式のものではありませんが、要望したことがあります。先ほど信田委員が三郷市には移動火葬車ができる場所がないであろうと言われましたが、市の北東部に吉川市の農地と三郷市の農地を一緒すると半径200メートル、直径400メートルにわたって空いている地域があります。必要なものは、やるべきなのでやる場所があるということを申し上げます。

移動火葬車がいろいろと問題を抱えてる状況の中で、周囲の誰がみても納得ができ、また市役所で管理できる現在の斎場の辺りに検討していただきたいと思います。

佐藤会長

ただいまのご提案について、いかがでしょうか。

事務局

ご指摘のように施行日につきまして11月というお話をいただきましたけど、今現在、事務局では10月1日施行に向けて動いております。

事務局

今、信田委員から実質これでは出来ないのではないかというご指摘、また榎本委員からご指摘のように当然、見方が変われば変わる形の部分もあるかとも思います。

ただ今までの中で、ペット問題について全県的にあちこちで同じような条例が制定されているという流れはあります。これは、住んでいらっしゃる方々みなさんがすごく心配し始めているという部分があるんですよ。

ある程度、住宅としての密度、集積度が高いような地域になっていくと、危険性といっておかしいですが、そういったものが発生するというものについて、すごく心配をされてきている部分が流れとしてあると思うのです。

なんらかのルール化をしておかなければならないという立場があって、今回いろいろ試行錯誤で文案の調整をさせていただいております。「これでは出来ないのでは」と言われてしまうと、こちら側としてもなかなか辛い部分があるのですが、都市化が進行すると共に、そういった問題が発生します。

空前のペットブームといわれる中で、ペットが亡くなった場合どうするのか、市ではどういった対応が出来るのかという部分があります。

これについて、市としましては共同火葬というシステムを持っていますので、それでよろしければ対応できますというご案内をさせていただいております。

条例が厳しく、うまく対応が出来ないからという理由で、どこかに捨ててしまうということ自体がもともと本末転倒な話ですから、地域の不協和音が起こらないように考えていかなければならないので、試行錯誤しながら、こ

の条例の文案策定をしている最中です。

最終的に、なんらかの形でルール化をしていかないと放っておけない問題ということで、ご理解いただければと思います。

佐藤会長 ありがとうございます。

信田委員 もうひとつよろしいですか。共同火葬とは、どういう形のものなのでしょうか。

事務局 ペットが亡くなった場合、個人的に火葬する場合は越谷の斎場がございます。その他に、先ほど申し上げたペット移動火葬車が三郷市にも入りこんでいるという事実もあります。

共同火葬とは、市民のかたからペットが亡くなったので市に火葬をしてくださいと依頼があった場合、委託業者がペットを何体か集めてきまして一つの斎場で一緒に火葬します。そのお骨につきましては、合同供養で、市町村によって場所は異なりますが三郷市では、静岡県浜松市にて供養し1体7千円でお預かりしているという状況でございます。

佐藤会長 ありがとうございます。他にご質問ありませんでしょうか。

やはり時勢といいますか動物の供養、埋葬等たくさんございます。先ほど事務局からお話がありましたように、市民からの苦情が出ないように条例が出来ています。条例が出来ていても、なおかつ苦情をいう人は出てくるという形だと思いますが、その場合、なんらかの歯止めをかける必要があるかということで、この条例が提案され、条文化され、こうように上程されている訳です。

前にもお話ししましたように、動物供養できる市の斎場がある場合には非常にうまくいっているのですが、残念ながら三郷市にはございません。現在の火葬場の隣にそういった施設をつくったらどうかと30数年前にお話ししたら理解を得られないでいましたが、これからだんだん時勢が変わって、そういうものが出来ていくよう市民から要望があり、それが実現していくということになれば非常にいいのではないかと私自身、思っております。特にペット霊園、あるいは墓地等について、まだまだこれから審議される場所は多いかと思いますが、ご意見がなければ、この辺でこの案件を締めようと思うのですが皆さん、いかがでしょうか。

信田委員 市が7千円程度で、それをやること自体どうなのかなと思います。

しかも浜松まで持っていくだなんて公務員として、あまりにも適当な事業なのではないかと思うのですけど。

佐藤会長 今の件について説明をお願いします。

信田委員 採算的にもどうなのかなというのがありますけど。

事務局 市が委託をしております、実質的に市は動いておりません。
ちなみに草加、八潮、越谷、松伏なども同様に業者も金額も違いますが、
そのような形でやっているそうです。以上でございます。

佐藤会長 よろしいでしょうか。

信田委員 それを利用する側にとっては、ちょっと重たいかなという気がします。
もっと気軽に出来る方法はないのかなと思ったので。越谷斎場はそれが出来るのですか。

事務局 越谷の斎場はペット専用のものがございます。越谷斎場の利用は吉川など
出資してるところは出来ます。

信田委員 三郷は出資してないですね。

事務局 三郷市は出資しておりませんので市外料金になります。

信田委員 料金体系が違うのですか。

事務局 そうです。あと他の場所だと斎場は八潮にございますので、三郷市から委
託されたペットは業者がそちらに持って行って火葬しています。ただお骨は
戻りません。手元にお骨を戻したいというかたは、ご自分で八潮斎場に行っ
て、正規料金を支払っていただいています。合同供養の場合だけ1体7千円
ということになります。それぞれで、料金システムは違います。
また、お骨が戻った場合でも、自宅の庭に埋める方や、どこの霊園に預け
るのかというような問題もあります。
霊園ということにつきましては、こうゆう厳しい状況でございます。

信田委員 分かりました。

佐藤会長 はい。そうしましたら、これにて議題（3）については終了したいと思います。
これで本日の審議をすべて終了とします。
続きまして5. 報告ということで進めていきたいと思っております。事務局、お
願います。

- (1) 三郷市住宅用省エネ設備導入促進事業補助金交付要綱（案）について
- (2) 市役所庁舎への太陽光パネル、風力発電の設置について
- (3) 一般廃棄物処理基本計画について
- (4) 緑のカーテンについて
- (5) 市役所の15%節電について
- (6) 原風景、きらりとひかるホテル再生事業（案）について

(資料順に説明、説明省略)

佐藤会長 本日予定しておりました、審議・報告はすべて終了いたしましたので、これにて、議長の職をおろさせていただきます。

皆様、ご協力ありがとうございました。

これからも、市の環境施策の進行に期待をすると共に、私ども委員一同力を合わせて三郷市の環境に貢献してまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。ありがとうございました。

事務局 それでは、閉会にあたりまして、太田副会長から閉会のごあいさつをお願いいたします。

6. 閉会

太田副会長 皆さま、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございました。

皆さまのご協力をもちまして、事務局からの議事・報告、すべて終了とすることが出来ました。ありがとうございます。

これをもちまして、平成23年度第1回三郷市環境審議会、閉会とさせていただきます。ご審議ありがとうございました。

上記の内容について、相違ありません。

平成23年 6月 日

会 長

副 会 長
